

～回収実施後の流れ～

- 1) 資源ごみ回収を実施し、回収業者へ持ち込み(引取明細書の受領)
- 2) ①報奨金交付申請書 ②計算内訳書 ③引取明細書 (業者作成の伝票でもよい)
を添付して各支所または環境課へ提出
- 3) 環境課にて確認・計算後に報奨金を交付 (口座振込)

【回収品目及び報奨金】

一般家庭から排出される以下の資源ごみのものに限りです。

事業所から大量に出される資源ごみは報奨金支給の対象外です。

(それらの疑いがある場合には立入調査等を行うことがあります。)

種 類	品 目	報奨金の額
古 紙 類	新聞紙・雑誌・段ボール	1kgにつき 5円
古 着 類	衣類	
金 属 類	アルミ製・スチール製 空き缶	
空 き び ん 類 (リターナブルびん)	酒・醤油びん (1.8リットル以上) ビールびん (633ミリットル以上) その他のびん	1本につき 4円

※ 報奨金計算内訳書には、必ず引取明細書または業者からの伝票等を添付してください。

※ 回収量に kg 未満の数量がある場合は、切り捨てて計算してください。

例) 新聞紙 100.8kg の場合 100kg × 5円 = 500円

※ 回収は最寄りの廃品等回収業者および酒類販売店
(各団体に回収してもらえるか確認してください。)

・報奨金交付申請書 提出期限

○第1期 (4～ 6月分) 7月31日まで

○第2期 (7～ 9月分) 10月31日まで

○第3期 (10～12月分) 1月31日まで

○第4期 (1～ 3月分) 3月31日まで

※回収実施後は早めに報奨金交付申請の手続きをお願いします。

※団体の登録は、毎年度申請が必要ですのでご注意ください。